

小豆島ブランドロゴの使用に関する要綱

令和7年8月25日
小豆島町告示第69号

(目的)

第1条 この告示は、小豆島ブランドロゴ（以下「ロゴ」という。）を行政目的外で使用する場合について必要な事項を定めることにより、ロゴの適切な活用を図り、もって小豆島町の観光振興及び産業振興に資することを目的とする。

(ロゴのデザイン)

第2条 ロゴのデザインは、町長が別に定める。

(ロゴに関する権利)

第3条 ロゴに関する土庄町と共有する商標権以外の権利は、本町に帰属するものとする。

(使用基準)

第4条 行政目的外でロゴを使用することができる者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町内に本社若しくは主たる事業所を有する法人又は町内に住所を有する個人事業者であること。
- (2) 町税の滞納（徴収猶予を受けている場合を除く。）がないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員及び暴力団と密接な関係にある者でないこと。

2 行政目的外でロゴを使用することができる場合は、第1条の目的を達成するもので、次に掲げるいずれにも該当しないときとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反するおそれがあると認められるとき。
- (2) 政治的目的又は宗教的目的を有すると認められるとき。
- (3) 本町の信用又は品位を害するものと認められるとき。
- (4) 優良誤認や产地偽装等、消費者の誤解を招き、又は利益を害するおそれがあると認められるとき。
- (5) ロゴのイメージを損なうおそれがあると認められるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が不適当と認めるとき。

(ロゴの使用期間)

第5条 ロゴを使用することができる期間は、その使用を承認した日から最長1年間とする。ただし、製造品に残余が生じた場合その他の理由により町がやむを得ないと認める場合にあっては、この限りでない。

(使用料)

第6条 ロゴの使用料は無料とする。

(使用の申請)

第7条 ロゴを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、小豆島ブランドロゴ使用承認申請書兼誓約書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 共通の様式
 - ア 町税の滞納がないことを証明する書類
 - (2) 法人の場合
 - ア 登記事項証明書
 - (3) 個人事業者の場合
 - ア 住民票
 - イ 個人事業の開業届書又は直近の所得税確定申告書第1表の控えの写し
- 2 町長は、前項の規定により申請書に添えて提出する書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。
- (使用の承認等)
- 第8条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査して、使用の可否を決定し、小豆島ブランドロゴ使用承認（不承認）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。
- 2 町長は、前項の承認をするときは、条件を付すことができる。
- (使用の報告)
- 第9条 前条の使用承認通知を受けた者（以下「使用者」という。）は、ロゴの使用開始後1月以内に小豆島ブランドロゴ使用報告書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。
- (使用者の順守事項)
- 第10条 使用者は、次に掲げる事項を順守しなければならない。
- (1) 使用にあたっては、町長が別に定めるマニュアルに従い、適正に使用すること。
 - (2) 承認を受けた使用の範囲を逸脱しないこと。
 - (3) ロゴを独占的に自己のものとして、商標や意匠に使用しないこと。
 - (4) 町長が必要に応じて行う照会に応じること。
- (使用の承認の変更)
- 第11条 使用者は、第8条の規定により承認を受けた内容を変更しようとするときは、小豆島ブランドロゴ使用変更承認申請書（様式第4号）を提出して町長の承認を受けなければならない。
- 2 前項の変更承認申請があった場合、その内容を審査して、変更を承認することの可否を決定し、小豆島ブランドロゴ使用変更承認（不承認）決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。
- (使用の中止)
- 第12条 使用者が使用を中止する場合は、速やかに小豆島ブランドロゴ使用中止届（様式第6号）を町長に提出しなければならない。
- 2 前項の中止届の提出があった場合、小豆島ブランドロゴ使用中止届受理通知書（様式第7号）により通知するものとする。
- (使用の承認の取消し)
- 第13条 町長は、使用者が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消すことができる。この場合において、町長は、小豆島ブランドロゴ使用承認取消通知書（様式第7号）により使用者に対し通知するものとする。

- (1) 第8条第2項の規定により町長が付した条件に違反したとき。
 - (2) 第7条第1項又は第11条第1項に規定する申請の内容に虚偽があったとき。
 - (3) 第10条に規定する順守事項に違反したとき。
- 2 前項の規定により取消通知を受けた者（以下「使用を取り消された者」という。）は、当該取り消された使用の承認に係る物件のうち、ロゴを使用したもの（以下「使用物件」という。）の使用の中止をしなければならない。
- 3 町長は、使用を取り消された者に対して、使用物件の回収を求めることができる。
- 4 前項に規定する使用物件の回収に要する費用のほか、使用の承認の取消しに伴い発生する一切の費用は、使用を取り消された者が負担するものとする。
- （損害賠償）
- 第14条 町長は、ロゴの使用の承認の取消しその他のロゴの使用により生じた損害に對していかなる責めも負わないものとする。
- （電子情報処理組織を使用して行う手続の特例）
- 第15条 第7条から第9条、第11条及び第12条の規定による手続については、電子情報処理組織（町の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行うことができる。
- 2 前項に規定する方法については、小豆島町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成19年小豆島町条例第2号）及び小豆島町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成19年小豆島町規則第11号）を準用する。

（その他）

第16条 この告示に定めるもののほか、ロゴの使用に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年9月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

年　月　日

小豆島町長 殿

申請者

住 所

氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

連絡先

小豆島ブランドロゴ使用承認申請書兼誓約書

小豆島ブランドロゴを使用したいので、次のとおり申請します。

なお、使用にあたっては「小豆島ブランドロゴの使用に関する要綱」を順守します。

記

1 使用目的

2 使用物件（品目などを具体的に）

3 使用場所及び使用数量

4 使用期間 年　月　日　～　年　月　日（最長1年間）

5 担当者名及び連絡先

〔同意〕

小豆島ブランドロゴ使用承認にあたっての審査のために必要があるときは、私又は法人について、小豆島町長が住民登録や町税の納付状況等に関する資料で確認することに同意します。

氏名（代表者名）

印

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

(自署の場合は押印不要)

上記に同意した場合の添付資料

法人の場合　登記事項証明書（発行後3か月以内のもの）

（本社が町外の場合、「法人設立・設置届出書」の写しを併せて提出。）

個人事業者の場合　個人事業の開業届書又は直近の所得税確定申告書第1表の控えの写し

様式第2号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

小豆島町長

印

小豆島ブランドロゴ使用承認（不承認）決定通知書

年 月 日付けで申請がありました小豆島ブランドロゴの使用について、次のとおり承認します。

記

1 使用目的

2 使用物件

3 使用場所及び使用数量

4 使用期間 年 月 日 ~ 年 月 日

5 使用条件

様式第3号（第9条関係）

年　月　日

小豆島町長 殿

申請者

住 所

氏 名

（法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

連絡先

小豆島ブランドロゴ使用報告書

次のとおり使用状況を報告します。

記

1 使用者区分

年 月 日付け 第 号にて承認

2 報告形態（いずれか1つで可）

- 使用物件の写真
- 印刷物
- P D F ファイル等データの送付
- その他（ ）

様式第4号（第11条関係）

年　月　日

小豆島町長 殿

申請者

住 所

氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

連絡先

小豆島ブランドロゴ使用変更承認申請書

年　月　日付け 第 号に係る使用内容について、次のとおり変更したいの
で申請します。

記

1 変更する事項

2 変更内容

変更前	変更後

3 変更理由

4 担当者名及び連絡先

様式第5号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

小豆島町長

印

小豆島ブランドロゴ使用変更承認（不承認）決定通知書

年 月 日付けで変更承認申請がありました小豆島ブランドロゴの使用について、
次のとおり承認します。

記

1 変更する事項

2 変更内容

変更前	変更後

様式第6号（第12条関係）

年　月　日

小豆島町長 殿

申請者

住 所

氏 名

（法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

連絡先

小豆島ブランドロゴ使用中止届

年　月　日付け 第　号にて承認を受けました小豆島ブランドロゴの使用について、次のとおり中止しますので、届け出ます。

記

1 承認日 年　月　日付け 第　号

2 中止日 年　月　日

3 中止理由

4 担当者名及び連絡先

様式第7号（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

小豆島町長

印

小豆島ブランドロゴ使用中止届受理通知書

年 月 日付けで届出がありました小豆島ブランドロゴの使用中止について、受理いたしましたので通知します。

記

理由

様式第8号（第13条関係）

第 号
年 月 日

様

小豆島町長

印

小豆島ブランドロゴ使用承認取消通知書

年 月 日付けで承認決定通知のありました小豆島ブランドロゴの使用について、
次の理由により承認を取り消します。

記

理由